

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者総合支援事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、障害者総合支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づく援護及び支援に関すること。○児童福祉法に基づき障害児通所給付費等の事務を実施。○身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の状況を調査し必要に応じてサービス提供の措置を実施。
③システムの名称	障害者総合支援システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援申請情報ファイル、同支給決定情報ファイル、同高額療養費請求情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○番号法第9条第1項、別表第一8、12、34、84の項○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<番号法第19条第8号及び別表第二> <ul style="list-style-type: none">○別表第二における情報提供の根拠<ul style="list-style-type: none">・8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項(主務省令)・第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2○別表第二における情報照会の根拠<ul style="list-style-type: none">・10、11、20、53、108、109、110の項(主務省令)・第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)]	[接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 根本 勝則	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部企画課	事後	組織改正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項、別表第二8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 ・番号法第19条第7号及び別表第二 ○別表第二における情報提供の根拠 ・8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 (主務省令) ・第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 ○別表第二における情報照会の根拠 ・10, 11, 20, 53, 108, 109, 110の項 (主務省令) ・第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3		事後	
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月30日時点	令和2年1月27時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<番号法第19条第7号及び別表第二> ○別表第二における情報提供の根拠 ・8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 (主務省令) ・第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2 ○別表第二における情報照会の根拠 ・10, 11, 20, 53, 108, 109, 110の項 (主務省令) ・第9条, 第10条, 第14条, 第27条, 第55条, 第55条の2, 第55条の3	<番号法第19条第8号及び別表第二> ○別表第二における情報提供の根拠 ・8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 (主務省令) ・第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2 ○別表第二における情報照会の根拠 ・10, 11, 20, 53, 108, 109, 110の項 (主務省令) ・第9条, 第10条, 第14条, 第27条, 第55条, 第55条の2, 第55条の3	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月27時点	令和3年1月25時点	事後	